

---

---

**監査委員公表**

---

---

那監公表第6号  
平成24年3月22日

那霸市監査委員	大嶺英明
同	宮里善博
同	久高将光
同	喜舎場盛三

那霸市職員措置請求監査結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を執行したので、同項の規定によりその結果を、次のとおり公表する。

## 第1 監査の請求

### 1 請求人

上地 英樹

伊野波 信行

照屋 寛公

### 2 請求書の提出

平成 24 年 2 月 3 日

### 3 請求の要旨（個人名を一部削除し本会議、又は議員を追加、あと原文のとおり）

#### (1) 主張事実

平成 23 年 9 月 27 日 翁長雄志那覇市長と那覇市議会は 9 月定例会において久茂地公民館・図書館の解体事業予算 5 千 359 万 5 千円を賛成多数で可決させた。本会議の賛成討論の内容には以下の概略が述べられている。（別添議事録を要参照）

①当該建物の耐力度調査では 3,026 点であり、点数が低く極めて危険度が高い。

②概算で約 3 億 5 千万円を超える耐震改修が必要。

③当該建物の老朽化の進行に伴う安全確保や多額の財政負担を考えた場合、保存活用は極めて厳しい状況である。

④当該建物の危険性から早めに解体するよう要望のあった近隣住民の声、安全確保こそ最優先すべき。

#### (2) 以上の主張を精査し、次のことを指摘する。

①耐力度調査とは老朽化のひとつの目安であり、おもに改築を前提に調査される調査で、基準点以下の場合「危険改築事業」（建替を推奨する事業名）の採択事業に達しているということで、耐力度調査費及び建替事業が国庫補助対象になる。基準点以下でも改修不能なほど危険度が高いことを証明することにはならない。

現に、久茂地公民館・図書館よりはるかに危険な若狭小学校や開南幼稚園が、耐力度調査や適切な補修を行わないまま危険な状態（鉄筋がむき出し）で使用されている。

那覇市は点数が低く危険な建物だと誇張するが、当該建物は沖縄子どもを守る会から那覇市が土地・建物を無償譲渡され、那覇市の行政財産として不特定多数の人が利用していた。にもかかわらず、閉館までの間、外壁塗装を含む十分な補修、改修を怠っていた。これは建物管理に関する建築基準法第 8 条に明確に違反し、日頃の注意、点検を怠った事実を管理者責任である那覇市自らが物語っている。これは紛れも無い法令違反である。

②上記解体事業予算が 5 千 359 万 5 千円とあるが、その後の解体業者指名競争入札において予定価格が約 4 千万円にまで落ちている。まず、当該建物解体に 5 千万円余という多額な金額の妥当性が極めて疑われる。そして予定価格が約 4 千万円になったのは何故なのか。那覇市の積算根拠が極めて不自然である。

③昨年7月26日、ドコモモジャパンは当該建物の保存要望書を那覇市長及び那覇市議会、那覇市教育長、沖縄県知事、沖縄県議会議長宛てに提出している。その後も平成24年1月26日に、新沖縄子どもを守る会会長の当該建物の存続要望書も提出されている。その要請文には譲渡希望も記されている。各団体の要望書内容を精査すると、解体費用に4千万円の血税を投じずとも、新沖縄子どもを守る会が有償譲渡させてほしいとある。

日本建築構造技術者協会の調査では、2億円あれば耐震改修を含めた補修が可能であり、日常のメンテナンスを行えば何十年でも使えるとのお墨付きである。日本の建築技術は世界のトップレベルであり、その専門家が指摘するのだから、那覇市が言う「財政難」を理由にするなら当該建物を競争入札にて売却すべきであり、法律に基づく行政財産の処分にも何ら支障はない。それこそ公正公平の原則に合致する。

その結果、那覇市の収入増にもなり、解体費用4千万円も使わずに済む。これこそ地方自治法第2条に「地方公共団体はその事務を処理するにあたっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない」とある。つまり、翁長雄志那覇市長の公約である「協働のまちづくり」がローコストで実現する。その上、耐震改修に要する期間は半年も掛からない。安全確保は所有者が適法に行えばよく、那覇市の責任にはならない。

④「当該建物の危険性から早めに解体するよう要望のあった近隣住民の声、安全確保こそ最優先すべき」という議員や市当局者の発言を裏付けるための資料の情報公開を求めたところ「文書不存在」との回答であった。

### (3) 措置請求

以上の(1)(2)の主張事実から

- ① 現行の解体予算執行とそれに伴う解体工事指名競争入札を速やかに中止して、それによる公金支出を差し止めること。
- ② 措置請求の対象 那覇市および翁長雄志那覇市長及び那覇市教育長。

## 4 事実証明書

### 請求人提出資料

- ① 平成23年(2011年)9月那覇市議会定例会 議案第72号、平成23年度那覇市一般会計補正予算(第4号)議決結果の議事録写し
- ② 平成24年1月23日 那市文第218号 那覇市公文書部分公開決定通知書
- ③ 平成24年1月24日 那市市小第1号 那覇市公文書部分公開決定通知書
- ④ 平成24年1月24日 那こみら第390号 那覇市公文書公開決定通知書
- ⑤ 平成24年1月24日 那経な第40号 那覇市公文書部分公開決定通知書
- ⑥ 平成24年1月27日 那教生生第151号 那覇市公文書部分公開決定通知書

- ⑦平成 24 年 1 月 27 日 那教生総第 39 号 那覇市公文書部分公開決定通知書
- ⑧平成 24 年 2 月 2 日 那覇市立若狭小学校校舎 柱・梁剥離状況写真 5 点及び同体育館 スラブ・梁剥離状況写真 2 点
- ⑨旧久茂地公民館・図書館（旧沖縄少年会館）現況写真 1 点及び改修後イメージ写真（CG）1 点
- ⑩建築基準法第 12 条 条文
- ⑪2011 年（平成 23 年）9 月 2 日金曜日 琉球新報第 19 面「歴史の証人」金箱温春氏の掲載記事写し
- ⑫那覇市教育委員会作成の資料(1)「久茂地公民館図書館の老朽化等に伴う対応比較検討資料」の写し及び資料 6 「劣化状況の現場写真」の写し（表紙のみ）

#### 市教育委員会提出資料

- ①久茂地公民館・図書館の老朽化への対応～久茂地公民館・図書館耐力度調査実施を通して～ 2011. 4. 21 生涯学習課作成
- ②久茂地公民館・図書館のこれまでの改修・補修工事の施行年度、工事請負金額等について
- ③久茂地公民館・図書館の老朽化等に伴う対応策に関する報告書

#### 平成 22 年 9 月 社会教育施設再編整備検討委員会

- 資料(1) 久茂地公民館図書館の老朽化等に伴う対応比較検討資料
- 資料(2) 社会教育施設再編整備検討委員会の会議の記録（概要）
- 資料(3) 社会教育施設再編整備検討委員会要綱
- 資料(4) 久茂地図書館施設老朽化への対応に関するアンケートのお願い
- 資料(5) 久茂地図書館施設老朽化への対応に関するアンケート調査の  
まとめ
- 資料(6) 劣化状況の現場写真 11 点
- ④那覇市公有財産管理システム（土地台帳 2 筆・建物台帳 2 棟）の出力帳票
- ⑤業務委託契約書（久茂地公民館・図書館解体工事業務委託（設計・監理））の写し
- ⑥工事請負契約書（久茂地公民館・図書館解体工事）の写し
- ⑦久茂地公民館解体工事に係る予算見積書の写し

#### 第 2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に規定する要件を備えているものと認め、これを平成 24 年 2 月 3 日に受理した。

#### 第 3 監査の実施

##### 1 請求人及び関係職員の証拠の提出、陳述等

措置請求のあった後、請求人及び関係職員から証拠の提出を受けた。

また、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 24 年 3 月 6 日、請求人及び関係職員から本件措置請求の陳述等を受けた。

## 2 監査対象事項

旧久茂地公民館の解体事業の指名入札とそれによる公金支出を監査対象とした。

## 3 監査対象部局

那覇市教育委員会 生涯学習部生涯学習課

## 第 4 監査の結果

### 1 事実の確認

監査の結果以下の事実を確認した。

(1) 平成 23 年 9 月 27 日 那覇市議会は 9 月定例会において久茂地公民館・図書館の解体事業費 5,359 万 5 千円の補正予算が承認されている。

(2) 市は、当該建物の耐力度調査での耐力度点数は 3,026 点であり、点数が低く極めて危険度が高いとしている。

耐震改修するには、概算で約 3 億 5,000 万円を超える新たな予算が必要であり、当該建物の老朽化の進行に伴う安全確保や多額の財政負担を考えた場合、保存活用は極めて厳しい状況であるとしている。

(3) 市は、昭和 54 年 4 月に沖縄子どもを守る会（屋良朝苗会長）から譲渡を受けて、翌年度に改修工事（8,839 万 7 千円）を実施し、平成 14 年度から平成 17 年度までに外壁補修工事、非常階段・渡り廊下剥離補修工事、外壁剥離のための立入防止フェンス設置工事等の補修工事（1,062 万 6 千円）を実施した。

(4) 解体事業予算 5,359 万 5 千円の内訳は、印刷製本費 25 万円、委託料 799 万 5 千円、工事請負費 4,535 万円である。

(5) 市は、解体後の土地利用については、新庁舎竣工後、当分の間は公用車の駐車場として利用し、その後、久茂地周辺地域のニーズ、中心市街地の活性化施策、その他那覇市のまちづくりに資する土地活用を進めていく方針としている。

上記理由により当該施設の譲渡対応はできないとしている。

(6) 市においては、公共施設等の公共財産の処分をする場合は、公正公平の原則に則り、売却にあっては競争入札による処分を前提としている。

#### (7) 当該建物の解体決定までの経緯

市は、平成 22 年 4 月 20 日に社会教育施設再編整備検討委員会を設置し検討、同年 9 月 1 日に久茂地公民館・図書館は、(仮称) 牧志・安里公民館・図書館（現牧志駅前ほしごら公民館・図書館）に機能移転するのが適当との結論に達した。

その後、生涯学習部内での検討を重ね、平成 23 年 5 月 19 日付で、当該施設を利活用しないことを決定した。

## 2 監査委員の判断

(1) 請求人は、「当該建物の耐力度点数 3,026 点から点数が低く危険度が非常に高いとしているが、耐力度調査は老朽化の一つの目安であり、改築を前提の調査で、基準点以下でも改修不能なほど危険度が高いことを証明することにはならない。」と主張している。

耐力度点数 3,026 点は、文部科学省の補助事業である危険改築事業の補助採択要件を満たす 5,000 点を大幅に下回っている。耐力度調査を行った受託業者は、調査所見の中で「極めて危険な状態である。早急な対策を要する。」と指摘している。なお、旧那覇市役所庁舎の耐力度点数は平均 3,570 点、旧那覇市教育委員会庁舎は 3,172 点であった。

市は当該施設を新たに活用しないことから、これを解体するとしても、それをもって不当とは言えない。

(2) 請求人は、市が譲渡を受けて以来、外壁塗装を含む十分な補修、改修を怠り、建築基準法第 8 条に明確に違反していると指摘しているが、同法は努力義務規定であり、維持保全が不十分だとして、これを違法とするのは当たらない。

なお、今まで補修工事は、適宜行われてきたことは、これまでの工事経緯（平成 14 年度以降 1,062 万 6 千円）からも認めることができる。

(3) 請求人は、解体事業予算 5,359 万 5 千円が、入札の予定価格では 4,000 万円に落ちており、その積算根拠が極めて不自然であると主張しているが、解体事業予算は設計・監理費、工事請負費と印刷製本費の合計となっている。予算計上においては、数社から見積もりを徴して計上しており問題はない。

また、入札における予定価格も予算の範囲内で決定しており問題はない。

(4) 請求人は、新沖縄子どもを守る会が有償譲渡を申し出ており、解体費用に 4 千万円を支出せずとも、2 億円で耐震改修が可能であり、有償譲渡、又は競争入札により売却すべきであると主張しているが、当該施設の再利用については、費用対効果や施設配置などさまざまな見地から検討を重ねた結果、再利用しないことが決定されている。

また、解体費用は、適切な行政手続きにより予算計上され、議会の承認を得た事業による支出であり問題はない。施設の利活用や処分については、市が、総合的に判断することである。

- (5) 請求人は、若狭小学校等の校舎が、危険な状態で使用されているとして、その改修に予算計上すべきだと主張している。これは、当該措置請求の旧久茂地公民館の解体差し止めとは別問題であり、それをもって当該解体事業が不当だとは言えない。

### 3 結論

以上のことから、当該解体事業の執行に、違法性又は不当性は認められず、解体工事指名競争入札の中止と、それによる公金支出の差し止めを求める請求人の主張には、理由がないものと認め、請求を棄却する。

### 4 監査委員の意見

若狭小学校をはじめ、一部の小中学校校舎については、剥離やコンクリートの劣化等によって、危険な状態にあると指摘されている。

子どもたちの学習環境において、安心・安全を十分に確保にすることは、大変重要なことであり、このような建築物については、速やかに対策を講じられたい。